

福生町消防団設置條例

福生町消防団設置條例

第一章 通則

第二章 組織及編成

第三章 服務及規律

第四章 賞罰

第五章 設備資料及文書簿冊

第六章 給與

第七章 消防委員会

第八章 雜則

第一章 通則

第一條 本町に福生町消防団を設置する。

第二條 福生町消防団の区域は福生町の区域とする。

第三條 消防委員会以下の組織は消防委員会と消防団を設置する。

消防団の定員は三五五名とする。

團長 一名

副團長 二名

分團長 三名

副分團長 六名

部長 一名

班長 三名

消防員 三五五名

第四條

消防団に本部を置くものとする。
消防団長及び副団長の選挙については、事務上町長が之を行ふ。選挙は指名推薦

第五條

消防団長及び副団長の選挙については、事務上町長が之を行ふ。選挙は指名推薦

第六條

消防団は分団部及び班を以て組織する。

第七條

消防団は三分団に分ちその名称は数字を冠称する。

第八條

分団に部を置き部に班を置く。部班の名称は数字を冠称する。

第九條

各分団に本部を置く。本部の位置は消防団長が之を定める。

第十條

消防団本部に係を置き左の事務を管掌する。
庶務係

- 一 団員の身分に關すること
- 二 令達の示達に關すること
- 三 文書簿冊の整理保存に關すること
- 四 報告通報連絡に關すること
- 五 教養訓練に關すること
- 六 消防団の増計画に關すること
- 七 その他必要と認めらる事項

第十一條

- 一 會計経理に關すること
- 二 諸設備資材及び物品の管理に關すること
- 三 今団本部に庶務係を置き左の事務を管掌すること
- 四 令達の示達に關すること
- 五 文書簿冊の整理保存に關すること
- 六 報告通報連絡に關すること

第十二條

消防団員は警視總監又は消防署長(非常災害等に於ける救急救護に關しては警察署長)若しくは之等の命を受けた消防官吏(非常災害等に於ける警戒及び救護に關しては警察官吏)の所轄の下に行動しなければならない。

第十三條

消防団員は召集の命によつて出動服務するものとする。
召集の命を受けない場合でも水火災又は非常災害の発生を知つたとき

第十四條

出動した消防団員が解散する場合に人員及び携帶器具につき指揮者、点検を受けなければならない。

第十五條

消防団員は左の各号の事項を遵守しなければならない。
一 平和を愛好し、郷土愛護の精神を堅持すること
二 常に水火災の予防並に警火心の普及喚起に努め何時でも召集に応じ得る準備を整へて置くこと

三 紀律を守り互に相救愛し礼節を重んじ信義を厚くし言行を慎むこと
四 災害現場に処しては危険狼狽の心裡に所ちいさうとなく冷静沈着勇往果敢にその責任を全うすること
五 機械器具その他設備資材を愛護し常に完全な機能を發揮する事に努めること
六 機械器具の取扱にその他消防諸般の知識技能の錬磨に努めること
七 消防官吏又は警察官吏の命のたゞとては職務のためと雖もみだりに建物を他の物件を毀損しないこと

八
消防団又は団員の名義を以て政治運動に參與し又は他人の訴訟若

九 消防団又は団員の名義を以てみだりに寄附を募集又は営利行為をし若しくは義務の負担となるやうな行為をしないこと
十 貸與品給與品等けえを大切に保管し服務以外に於てこれを使用若しくは他人に貸與しないこと

ニ取替り内外を向はす消防園買たもの
前條の徴を成すたもの區別によりてを行ふ

免職

二 停職

三禮贊

消防団員は、消防団員の中に懲戒に該当すると認められた者がある。

第五 設
備資材及び文書簿冊
所長は消防委員会に諮問して左の各

懲戒の程度に至らないと認めるときは団長の戒告に止めるとすべき。

第五 設備資材及び文書簿冊
町長は消防委員会に諮問して左の各号に掲げる設備資材及び文書簿冊を消防団に備へしめ、その管理に責任を負ふ。

一 消防團旗

三、消防員詰所の設備

四 通信及信号設備

六 提灯及心信号旗

八 警鐘及警鐘台

九 消防ポンプ及
附属器具

土運搬車 消火器

十二 永桶 様子

四救助衣及心救急資材一式

五、小貯蓄材及用具
六、その他業務遂行上必要なるもの。

第廿三條

第廿四條

第廿五條

消防団の設備資材は団長がこれを管理する。
 消防団長は設備資材の管理について別にその責任者を定めるところが出来る。
 消防団の設備資材を毀損又は失したとき、団長はその事由を具して
 区市町村長に届け出なければならぬ。
 消防団には左の文書簿冊を備へ異動の都度之を整理して置かなければ
 ならぬ。

一 消防団員の名簿
 二 沿革誌

三 出動記録簿
 四 設備資材台帳

五 消防団管轄区域図
 六 出場区域図

七 金銭出納簿
 八 手当受拂簿

九 手当支給原簿
 十 給資與品台帳

十一 諸令遵級
 十二 関係法規制規級

第廿六條

町長は、この條令に定めるところ、外諸設備資材の管理又は文書簿冊につ
 いて必要の事項を定めることが出来る。

第廿七條

消防団員には左の手当を支給することとが出来る。
 一 土動手当 水災火災防護その他災害現場に出動したものの
 二 訓練手当 訓練に出動したものの
 三 警戒手当 水災火災の予防並にその他警戒勤務に服したものの

四 技術手当
 五 額 手当

自動車ポンプ又は瓦野倫ポンプの運用に専従するもの
 訓練又は水災火災その他災害の防圧並に警戒のため出動
 したものの

第廿八條

六 被服手当
 七 職務のため臨時必要と認められたもの
 職務のため傷病を受けた消防団員に対しては左の給與を支給すること
 が出来る。

一 療治料 職務のため傷病を受けたものの、医療を受けたとき給與する。
 二 傷療給料 職務のため傷病を受けたものの、生業につけなるときに給與
 する。

第廿九條

三 傷療扶助料 職務のため傷病を受けたて不具療疾となつたものに給與する。
 前條の療治料は傷療疾病の程度により特別の必要を認められた場合は実費
 を支給することとが出来る。

第三十條

職務のため死亡した消防団員に対しては左の給與を支給することとする。
 一 祭料 葬費として遺族に支給する。(祭料を行ふもの)
 二 遺族扶助料 遺族に対して支給する。

第三十一條

消防団員に対しては正規の被服を給與又は貸與する。
 但し特別の事情ある場合は無料支給することとが出来る。
 消防団員に対する給與について、細則は町長が消防委員会に諮問して
 別に之を定める。

第三十二條

第七章 消防委員会
 消防委員会は消防団に関する左の事項につき関係行政廳の諮問に答へ
 又は建議するものとす。
 一 消防施設の改善に関すること
 二 消防水利に関すること
 三 火災通報施設に関すること

第四條

第五條

第六條
第七條
第八條
第九條
第十條

四 水防施設に關すること
五 都市計畫に關すること
六 建築道路に關すること
七 その他消防及び警戒警備上必要と認めらるる重要事項
消防委員会は消防に關する左の事項につき審議し町長又は消防団長の諮詢に答へ又は意見を述べらるものとす

一 消防団員の組織に關すること
二 消防団員の定員に關すること
三 消防団員の賞罰に關すること
四 消防団員の給與に關すること
五 その他消防団運営上必要と認めらるる事項
委員会は左に掲げるものを以て之に充てる

一 町長
二 町會議員（八名以内）
三 學識経験者（八名以内）
四 消防署長
五 警察署長
六 消防団長

委員長は委員の互選とする
委員、町會議員については町長が之を本囑する
町長は臨時必要があるときは定数以外に臨時委員を本囑することがある
消防委員会は幹事及び書記を置き町長がこれを命ぜり又は委嘱する
學識経験者である委員の任期は四年、町會議員である委員の任期は町會議員の任期
臨時委員の任期は六月以内とする

第十一條
第十二條
第十三條
第十四條
第十五條

第十六條

第十七條

第十八條

第十九條
第二十條

第二十一條

委員長は消防委員會を代表し會議の議長となる
委員は消防委員會に出席し議事を議決する
幹事及び書記は委員長の命を受けて庶務に従事する
消防委員會は委員長のこれを召集する
消防委員會は委員の半數以上より會議に附議する
議案を示して消防委員會召集の請求があつたときは委員長は消防委員會を召集しなけれはならぬ
委員長の消防委員會を召集するときは各委員に対し日時場所及び會議に附議する事項を通知しなけれはならない
消防委員會は半數以上の委員が出席しなけれは議事を議決することを出ない、但し同一議案につき再度召集するに當り半數に達しないときはこの限りではない
委員會の議事は出席議員の過半數で之を決し可否同數の時議長が之を決す
議長は議會議録を作成し會議の顛末を記載しなけれはならない
町長は消防委員會に対し報酬及び費用弁償を消防委員會幹事及び書記に給料若しくは年当及び旅費を支給することができる、但し消防署長、警察署長である委員にはこの限りではない
消防署の管轄区域でない区域に於ては本章條及第十七條、消防署長とありは警察署長に消防官吏とありは警察官吏と讀み替へるものとす
この條例は昭和二十二年十一月一日から之を施行する

議案第二號

福生町手数料條例の一部改正の件

福生町手数料條例の一部を左記の通り改正するものとする

昭和三十三年十月三十日提出 即日原案可決

福生町長 山岸 徳次郎

條例第一條

福生町手数料條例の一部を左の通り改正する

第二條 第三條 第四條 中「金貳圓」とあるを「金五圓」と改める

附則

本條例は昭和三十三年十一月一日から之を施行する

提案理由

町手数料の改正に伴い一般手数料も之と同額にしようとするものであります

議案第三號

補助金交付に關する件

左記団体に対し其の申請に基き頭書の通り補助金を交付するものとする

昭和二十二年十月二十日提出 即日原案可決

福生町長 岸 徳次郎

記

一金 参十圓也 福生町体育協會

議案第四號

寄附受領に関する件

左記の通り寄附の申出があつたから受領すること、致したい

昭和二十二年十月二十日提出 即日原案可決

福生町長 岸徳次郎



記

一品目

事務机 椅子 ニ組此見積価格 三〇〇〇円

但し 福生中学校教師用として

寄附者

福生町ビリケン商會 下里宗三

第一節

急施事件の議達書

左記の件急施を要するので目下開會中の會議に付
する

昭和二十二年十月二十日提出

福生町長 岸 徳次郎



記

一消防委員選任の件

議案第五號

福生町會

福生町消防団條例(案)第三十六條全第三十八條の規定
により其の會から消防委員八名を選任されんと望む

昭和二十二年十月二十日提す

福生町長

岸

徳

次郎

